

三股町新型コロナウイルス感染症対策 休業要請等協力支援金について

県は、県内で新型コロナウイルス感染者が相次いで確認される状況を踏まえ、令和2年7月30日、県内全域で、スナックなど接待を伴う飲食店に休業を要請し、カフェや居酒屋などの食事提供施設に短時間営業を要請しました。

三股町では、県の要請に応じた対象事業者へ、県と連携して協力金・支援金を支給します。【**県連携支援型**】

また、町独自の取り組みとして、町の協力依頼に応じた場合は、県の支給要件を満たさない場合でも、町独自の支援金を支給する対象になります。【**町独自支援型**】

県の要請

要請内容：接待を伴う飲食店※1は休業

※1 バー、スナック、キャバレー、パブ、ナイトクラブ等

上記以外の飲食店※2は時間短縮営業※3

※2 居酒屋、カフェ、レストラン、料理店、宴会場、式場等

※3 朝5時から夜8時まで（酒類の提供は夜7時まで）、宅配・テイクアウトは除く

要請期間：8月1日（土）から8月16日（日）まで【16日間】

ただし、8月1日（土）からの休業等が困難な場合は、8月3日（月）から休業等すれば【14日間】、協力金・支援金の支給対象となります。

町の協力依頼

協力依頼内容：県と同様

協力依頼期間：8月3日（月）から8月16日（日）まで【14日間】

ただし、8月3日（月）からの休業等が困難な場合は、8月7日（金）から休業等すれば【10日間】、支援金の支給対象となります。

※ 交付額などは、裏面をご覧ください。

対象施設区分・交付条件・交付額一覧

区分	対象施設	交付条件	交付額			
			県連携支援型		町独自支援型	最大交付額
			協力金 (1事業者あたり)	支援金 (1事業者あたり)	支援金 (1施設あたり)	
1	接待を伴う飲食店	要請又は協力依頼に応じて 「休業」	10万円	5万円	10万円	25万円
2	通常の営業時間が夜8時を超えている、又は酒類の提供が夜7時を超えている その他飲食店 ※宅配・テイクアウトを除く	要請又は協力依頼に応じて 「時短営業」	5万円	5万円	10万円	20万円
3	区分2の対象施設	自主的に 「休業」	5万円	5万円	15万円	25万円
4	区分1から区分3以外の その他飲食店 ※宅配・テイクアウトを除く	自主的に 「休業」	-	-	10万円	10万円

※時短は朝5時から夜8時まで（酒類の提供は夜7時まで）です。

※県連携支援型については、1事業者が対象施設を複数営む場合、事業者単位で支給します。

※町独自支援型については、1事業者が対象施設を複数営む場合、対象施設単位で支給します。

※各団体が作成する業種別ガイドライン又は県作成のガイドラインの遵守などが交付条件です。

※県連携支援型の支援金は、感染防止に必要な費用への充当金として交付します。

協力支援金等の交付申請

対象者

三股町内に接待を伴う飲食店やその他飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）を有し、令和2年7月30日以前に、当該飲食店の運営を実店舗で開始したことが確認でき、県の要請又は町の協力依頼に応じた法人又は個人事業者。

申請受付

令和2年8月17日（月）以降、9月30日（水）までに企画商工課へ申請書を提出。
※8月までは町役場1階ロビーに受付窓口を開設（平日の9時から16時まで）

申請書類

交付申請する人は、協力支援金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、ご提出ください。

◇添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可書の写し
- (3) 営業の実態が分かる次の書類（直近1期分の確定申告書の写し、今年開業した事業者は開業届等）
- (4) 要請期間中の休業等の状況が確認できる書類（休業等をお知らせする張り紙の写真等）
- (5) 対象施設の外観及び内観の写真（飲食スペースが確認できるもの）
- (6) 協力支援金交付請求書（様式第3号）
- (7) 請求書記載の振込口座が確認できる書類の写し（通帳の写し等）。
- (8) 法人の場合は国税庁法人番号公表サイトで公表されている基本3情報（※）の画面の写し
※ ①法人番号、②商号又は名称、③本店又は主たる事務所の所在地
- (9) その他町長が必要と認める書類

※申請書類の様式などの詳細は、三股町公式サイトをご覧ください。

(<https://www.town.mimata.lg.jp/>)



問い合わせ先：三股町企画商工課（三股町五本松1-1 役場3階） 電話：0986-52-9084